

○ 総務省告示第九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第四項の規定に基づき、基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）の一部を次のように変更し、令和八年四月一日から施行することとしたので、同条第五項の規定に基づき、公示する。

令和八年一月十六日

総務大臣臨時代理

次の表により、変更前欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定は、これを削る。

国務大臣 片山さつき

〔第1 略〕			
〔第2 中波放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等〕			
1 日本放送協会の放送			
〔(1)・(2) 略〕			
〔削る〕			
〔3〕 教育放送			
放送対象地域	送信場所	周 波 数 (kHz)	空 中 線 電 力 (kW)
全 国	觀	局	
東 京	693	500	
中 總 局			
(北海道)			
札 幌	747	500	
函 館	1467	1	
旭 川	1602	1	
室 蘭	1125	1	
釧 路	1152	10	
広 見	1125	1	
北 雜	702	10	
稚 名	1467	1	
遠 別	1125	1	
(青 森)	1602	1	
青 森	1521	1	
人 戸	1377	1	
(岩 手)			
盛 岡	1386	10	
(宮 城)			
仙 台	1089	10	
(秋 田)			
秋 田	774	500	
(山 形)			
山 形	1521	1	
鶴 岡	1035	1	
(福 島)			
福 島	1602	1	
郡 山	1512	1	
(新 潟)			
新 潟	1593	10	
(富 山)			

富山		1035	1
(石川)	山		
金沢		1386	10
(福井)	井		
福井		1521	1
(山梨)	府		
甲府		1602	1
(長野)	野		
長野	本		
松飯	田		
(岐阜)	山		
高岡		1125	1
(静岡)	岡		
静岡	浜		
(愛知)	古屋		
名古屋		909	10
(大阪)	阪		
大阪	阪		
(鳥取)	阪		
鳥取		828	300
(鳥取)	取		
鳥取		1125	1
米子		1521	1
(島根)	江		
島根	江		
(岡山)	山		
岡山		1593	10
(広島)	島		
広島	島		
(宮島)	島		
宮島	島		
(尾道)	道		
尾道		1602	1
(山口)	口		
山口	口		
(萩原)	道		
萩原	道		
(香川)	松		
高松		1035	1
(愛媛)	松		
愛媛	松		
(宇和島)	山		
宇和島		1512	5
(高知)	島		
高知	島		
(高知)	村		
高知	村		
(福岡)			
福岡		1152	10
(高知)	中		
高知	中		1

北九州岡	1602 1017	1 50
(長崎)崎	1377	1
(熊本)本吉	873 1602	500 1
(大分)分	1467	1
(宮崎)宮延	1467 1602	1 1
(鹿児島)兒島瀬	1386 1602	10 1
(沖縄)那霸垣	1125 1521	10 1
[2 略]		
[第3～第7 略]		
備註　表中の「」の記載は社説である。		
[2 同左]		
[第3～第7 同左]		